

財務諸表作成に当たっての税金関係の処理のまとめ

はじめに

今月は平成 17 年 3 月決算の申請を控え、過去にこの Monthly Press や、研修会等で私が申し上げてきた税金関係の処理について、あらためてまとめてみました。

先月号にも記載しましたが、会社の顧問税理士が作成する決算書は、法人税等の計算を正しく行うことを主たる目的としていますので、分析申請用の財務諸表では、修正が必要となる可能性がありますのでご注意ください。

決算前であれば、顧問税理士にこの Monthly Press をお渡しただいて、ここに記載したとおりの会計処理をお願いするのもよいかもかもしれません。

1. 法人税、住民税及び事業税

損益計算書の『法人税、住民税及び事業税』の金額は、当該会計期間が負担すべき年税額を計上する必要があります。したがって、決算日後 2 ヶ月以内に実施する確定申告で納付すべき金額を『法人税、住民税及び事業税』に含める必要があると共に、同金額を貸借対照表の流動負債の部に、『未払法人税等』として計上する必要があります。

課税所得がマイナスとなる会社の場合でも、住民税の均等割は発生しますので、『法人税、住民税及び事業税』の金額がゼロになることはありませんので、ご注意ください(ゼロとなっている場合には、修正をお願いしています)。

なお、修正申告や税務更正により、過年度にかかる税額がある場合には、『法人税、住民税及び事業税』に含めて計上します。延滞税や過少申告加算税等も同様です。

2. 事業税の外形標準課税がある場合

平成 17 年 3 月期決算会社から、資本金が 1 億円を超える会社については、外形標準課税が課されることとなりました。すなわち、従来の所得割に加え、資本割及び付加価値割が課されます。

事業税の資本割及び付加価値割の金額は、『法人税、住民税及び事業税』ではなく、販売費及び一般管理費の区分に、『租税公課』または

『事業税』等の科目で計上していただく必要がありますので、ご注意ください。

3. 仮払税金

税務の決算書では、『仮払税金』が計上されているケースがありますが、経営状況分析申請においては、その内容により、以下のように修正する必要があります。

① 仮払税金を取り消し、『法人税、住民税及び事業税』に計上すべきもの

1に記載した、『法人税、住民税及び事業税』に計上すべき年税額の金額の全部または一部を『仮払税金』として計上している場合がこれに該当します。

② 『仮払税金』の名称を『未収法人税』等の科目名称に変更する必要があるもの

中間納付の金額が年税額より多額であり、税務当局から還付を受ける場合等がこれに該当します。

仮払税金の金額が、上記いずれに該当するかについては、法人税申告書別表 5(2)または税額の一覧表等を参照するか、税理士に直接確認する必要があります。

4. 消費税

消費税の会計処理は、免税事業者である場合を除いて、税抜方式による必要があります。

免税事業者の場合には、消費税の会計処理方法を記載する箇所に、『税込方式(免税事業者)』と明記してください。

仮払消費税と仮受消費税が資産の部と負債の部に両建てで計上されている場合には、両者を相殺した上で、確定納付額は、『未払消費税』として、流動負債に計上してください。還付になる場合には、『未収消費税』または、『未収入金』等として、流動資産に計上します。

仮払消費税と仮受消費税は相殺されているが、負債の部の科目が『仮受消費税』となっている場合には、科目名の修正をお願いしています。

(取締役業務部長 公認会計士・税理士 矢島和彦)